プレミアム付商品券　申込・販売について

まちひと交流課

【申請受付中】　印鑑を持参してください。（窓口：役場まちひと交流課　☎82-0111）

【購入引換券】　申請書確認後、役場からご自宅へ郵送されます。

【商品券購入】　9月9日～2月28日　役場まちひと交流課で販売します。
購入引換券と代金を持参ください。

【商品券使用】　10月1日～3月31日　町内取扱い店舗でご利用ください。

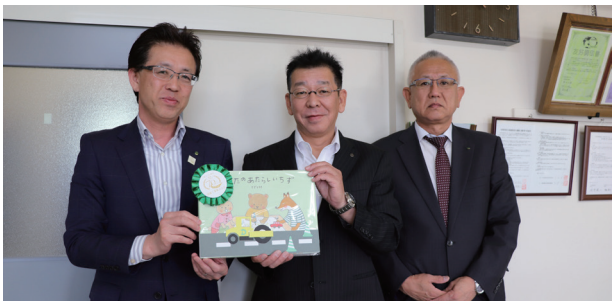
（見　本）



対　象	購入限度額	申請の有無
住民税非課税者（課税基準日2019．1．1） ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族・生活保護受給者を除く	券額面⇒2.5万円 （販売額2万円）	申請が必要。 期間に役場窓口にて申請をしてください。
3歳未満の子（2016．4．2～2019．9．30生）が属する世帯の世帯主	券額面⇒2.5万円 （販売額2万円） ×3歳未満の子の数	申請は不要。 購入引換券がご自宅に届きますので、窓口にて商品券を購入してください。

道路工業図書寄贈

9月19日、道路工業株式会社より今金町教育委員会へ絵本が寄贈されました。絵本は道路工業社の創立70周年・創業95周年を記念した「オリジナル絵本作成プロジェクト」で作成されたもので、子供たちに「道路の大切さ」を伝える内容となっており、表紙も道路をイメージするデザインとなっています。寄贈式では道路工業株式会社山田総務部長、同社中川道南営業所長より中山教育長へ絵本20冊が手渡されました。寄贈された絵本は図書室で読むことができます。





地域おこし協力隊『いまかね紀行』

ファイターズB☆Bありがとう！

木元さんの田舎暮らし「出会いと発見」日誌

みなさんこんにちは、地域おこし協力隊の木元です。10月に入り、朝晩冷え込む日も多くなりましたね。

今回は、9月7日から2週間長期滞在をしていた、日本ハムファイターズマスコットキャラクターのB☆Bについて、ご紹介します！

SNSやHP、時折広報いまかねでも取り上げてきました、ファイターズB☆Bの話題ですが、長期滞在中、写真を撮ったという方もたくさんいるのではないでしょうか。地域貢献活動の1つとして、今金町に2週間滞在し、期間中町内の飲食店を訪問したり、認定こども園や老人ホームを訪れたりと、積極的に活動をされ、その様子をB☆Bが運営をしてるブログで発信をしていました！

B☆Bブログ（URL：https://www.bbthehome.com/）

9月19日からは今金八幡宮例大祭もあり、けんか太鼓に参加。会場に来ていた観客もびっくりするほど上手に太鼓を叩いていました。

少しの期間ではありましたが今金町民としてB☆Bの視点から今金町の様子を発信してくれました。

これで最後ではなく、まだまだ今金町を訪問する予定です！是非、B☆Bのブログもご覧ください。いまCh．HPでも記事を掲載しております。

あわせてご覧ください！



・街頭ＰＲ・巡回広報を実施します。
にサイレンを鳴らします。



せたな警察署からのお知らせ
地域・社会で連携して子どもたちの安全を守りましょう

子どもの安全を確保するためには、地域と社会が一体となって、「子どもたちの安全を守る」という共通の思いのもと、子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう見守っていくことが必要です。現在、町内では、せたな地区地域安全活動推進委員として活動されている藤村公士さん、林晃一さん、永井章さん、中村和正さんの４名が日頃から登下校時における子どもの安全を確保するため、せたな警察署と連携しながら、通学路を中心に青色防犯パトロールを行っています。

青色防犯パトロールとは・・・車両に青色回転灯を装着して行う自主防犯パトロールです。





【問合せ】せたな警察署　☎ 84-6110

「里親」になってみませんか？
- 10 月は『里親を求める運動』を展開中 -

子どもの健やかな成長には、家族の温かい愛情が必要です。

しかし、親の病気や離婚あるいは不適切養育などさまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちがいます。「里親制度」とは、こうした子どもたちを自分の家庭にあたたかく迎え入れ、豊かな愛情と理解により子どもを養育する、児童福祉法に基づいた制度です。子どもが大好きで、養育に対して熱意があり、明るい家庭をお持ちの方（原則としてご夫婦）、里親になってみませんか？

里親になってみたい、もっと詳しいことを聞いてみたいとお考えでしたら、児童相談所にお問い合わせください。

【問合せ】北海道函館児童相談所（北海道総合振興局保健環境部児童相談室）
函館市中島町 37 番地 8 号　☎ 0138-54-4152

「法定相続情報証明制度」について

これまで相続手続では、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要がありました。法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しについて、必要な枚数を手数料無料で発行します。その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。法定相続情報一覧図の写しは、相続登記や多くの金融機関でも利用することができるほか、相続税の申告書の添付書類として利用することができます。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

【問合せ】函館地方法務局八雲支局　☎ 0137-62-2208



火災予防運動期間中に、火災予防パレード
また、期間中の10月15日～19日の午後５時